解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

神奈川県川崎市川崎区渡田新町三丁目二番地八号

社団法人神奈川県労働教育福祉センター

代表清算人　岡元　茂樹

解散公告（第一回）

当法人は、総会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

神奈川県横須賀市長井二丁目二番三号

社団法人長井婦人会

代表清算人　宮田　丈乃

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為第二十九条の規定による存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

富山県高岡市福岡町土屋三三〇

財団法人土屋共保財団

清算人　割田　貞夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

石川県金沢市古府一丁目二一七番地

社団法人石川農林統計協会

清算人　村田　幸一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年一月二十五日開催の理事会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

石川県白山市吉野春二九番地

財団法人未智之里

代表清算人　松本　佐一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

福井市若栄町五〇八番地

財団法人福井県鉄工業振興基金協会

代表清算人　清川　忠

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

静岡市駿河区南町一四番二五号

財団法人静岡県市町村福祉協会

代表清算人　石原　茂雄

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月十八日静岡県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

伊東市土地開発公社

代表清算人　原　崇

解散公告（第一回）

当公社は、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受け、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

滋賀県大津市松本一丁目二番一号

滋賀県住宅供給公社

清算人　瀬古　良勝

解散公告（第一回）

当組合は、明石市長の解散認可により、平成二十五年三月二十九日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

兵庫県明石市中崎一丁目五番一号　明石市土地区画整理協会内

明石市谷八木北土地区画整理組合

代表清算人　橋本　賢一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

鳥取県日野郡江府町大字江尾四七五番地

財団法人江府町農業公社

代表清算人　竹内　敏朗

解散公告（第一回）

当法人は、総会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

島根県松江市殿町八番地三

社団法人島根県水道協会

清算人　升田　優

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

島根県出雲市小境町八〇三番地

財団法人一畑寺菩提会

代表清算人　飯塚　大幸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

岡山県津山市昭和町一丁目九番地六

社団法人さくら会館

代表清算人　西山　正美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

広島県呉市中央六丁目二番九号

社団法人呉市友会

清算人　前田　明則

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十二月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

山口県山口市小郡下郷一二七六番地

医療法人孝仁会

清算人　岩崎美智子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月一日開催の社員総会の決議及び山口県知事の認可により、平成二十五年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十五日

山口県山口市大内矢田一一一一番地一

医療法人田中内科

清算人　田中　紀子